

基本手当日額及び日雇労働求職者給付金日額の変遷

適用年月	基 本 手 当 日 額					日雇労働求職者給付金日額			
	最低額	最高額				第1級	第2級	第3級	第4級
		30歳未満	30歳以上 45歳未満	45歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満				
昭和59年 8月	2,570 円	7,330円				6,200 円	4,100 円	2,700 円	1,770 円
平成 元年10月	2,570 円 (1,930 円)	7,330円				↓	↓	↓	↓
平成 3年10月	3,170 円 (2,390 円)	9,040円				↓	↓	↓	↓
平成 6年 9月	↓	↓				7,500 円	6,200 円	4,100 円	(廃止)
平成 7年 4月	3,170 円 (2,380 円)	8,140 円	9,040 円	9,940 円	9,040 円	↓	↓	↓	
平成 7年 8月	3,340 円 (2,510 円)	8,600 円	9,560 円	10,510 円	9,560 円				
平成 8年 8月	3,390 円 (2,550 円)	8,720 円	9,700 円	10,660 円	9,700 円				
平成 9年 8月	3,430 円 (2,580 円)	8,830 円	9,810 円	10,790 円	9,810 円				
平成10年 8月	3,460 円 (2,610 円)	8,920 円	9,910 円	10,900 円	9,910 円				
平成11年 8月	3,430 円 (2,580 円)	8,830 円	9,810 円	10,790 円	9,810 円				
平成12年 8月	3,384 円 (1,720 円)	8,712 円	9,678 円	10,650 円	9,675 円				
平成13年 8月	3,400 円 (1,728 円)	8,754 円	9,726 円	10,704 円	9,725 円				
平成14年 8月	3,368 円 (1,712 円)	8,676 円	9,642 円	10,608 円	9,640 円				
平成15年 5月	1,712 円	6,580 円	7,310 円	8,040 円	7,011 円				
平成15年 8月	1,696 円	6,530 円	7,255 円	7,980 円	6,957 円	↓	↓	↓	
平成16年 8月	1,688 円	6,495 円	7,215 円	7,935 円	6,916 円				
平成17年 8月	1,656 円	6,370 円	7,075 円	7,780 円	6,781 円				

※()内は短時間労働被保険者に係る額

所定給付日数の変遷

昭和22年(失業保険法)

〔被保険者期間6月以上〕 一律180日

昭和30年改正

同一事業主に継続して 雇用された期間	離職の日以前1年間の 被保険者期間	所定給付日数
1年未満	6月以上9月以下	90日
	10月以上	180日
1年以上5年未満	6月以上	180日
5年以上10年未満	"	210日
10年以上	"	270日

昭和40年改正

通算した被保険者で あった期間	離職の日以前1年間の 被保険者期間	所定給付日数
1年未満	6月以上9月以下	90日
	10月以上	180日
1年以上5年未満	6月以上	180日
5年以上10年未満	"	210日
10年以上	"	270日

昭和45年改正

通算した被保険者で あった期間	離職の日以前1年間の 被保険者期間	所定給付日数
1年未満	6月以上9月以下	90日
	10月以上	180日
1年以上5年未満	6月以上	180日
5年以上10年未満	"	210日
10年以上	"	270日
20年以上	6月以上	300日

昭和50年(雇用保険法)

離職の日における年齢等		所定給付日数
30歳未満		90日
30歳以上45歳未満		180日
45歳以上55歳未満		240日
55歳以上		300日
身体障害者等就職困難な者	55歳未満	240日
	55歳以上	300日

注・・・被保険者であった期間が1年未満の者 90日

特例一時金創設 50日

昭和59年改正(高年齢求職者給付創設)

被保険者であった期間		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
離職の日の年齢					
30歳未満		90日	90日	90日	180日
30歳以上45歳未満			90日	180日	210日
45歳以上55歳未満			180日	210日	240日
55歳以上65歳未満			210日	240日	300日
就職困難者	55歳未満		240日		
	55歳以上 65歳未満	300日			

高年齢求職者給付(創設)

被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
高年齢継続被保険者	50日分	100日分	120日分	150日分

平成元年改正(短時間労働被保険者創設)

短時間労働者に係る所定給付日数		被保険者であった期間			
年齢		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
30歳未満		90日 (90日)	90日 (90日)	90日 (180日)	180日 (180日)
30歳以上45歳未満			90日 (90日)	180日 (180日)	210日 (180日)
45歳以上55歳未満			180日 (90日)	210日 (180日)	240日 (180日)
55歳以上65歳未満			210日 (180日)	240日 (180日)	300日 (210日)
就職困難者	55歳未満		240日 (180日)		
	55歳以上 65歳未満	300日 (210日)			

※()は短時間労働被保険者

高年齢求職者給付

被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
高年齢継続被保険者	50日分 (50日分)	100日分 (90日分)	120日分 (90日分)	150日分 (100日分)

※()は短時間労働被保険者

平成6年改正

被保険者であった期間 年齢		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満		90日 (90日)	90日 (90日)	90日 (90日)	180日 (180日)	-
30歳以上45歳未満			90日 (90日)	180日 (180日)	210日 (180日)	210日 (210日)
45歳以上60歳未満			180日 (90日)	210日 (180日)	240日 (180日)	300日 (210日)
60歳以上65歳未満			240日 (210日)	300日 (210日)	300日 (210日)	300日 (210日)
就職困難者	60歳未満		240日 (180日)			
	60歳以上 65歳未満		300日 (210日)			

高年齢求職者給付

被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上
高年齢継続被保険者	50日分 (50日分)	120日分 (100日分)	150日分 (100日分)

※()は短時間労働被保険者

平成10年改正

高年齢求職者給付

被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上
高年齢継続被保険者	30日分 (30日分)	60日分 (50日分)	75日分 (50日分)

※()は短時間労働被保険者

平成12年改正

①特定受給資格者以外の者

被保険者であった期間		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
区分						
一般被保険者 (短時間労働被保険者)		90日 (90日)	90日 (90日)	120日 (90日)	150日 (120日)	180日 (150日)
障害者等 の就職困 難者	45歳未満	150日 (150日)	300日 (240日)			
	45歳以上 65歳未満	150日 (150日)	360日 (270日)			

②特定受給資格者

被保険者であった期間		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
区分						
30歳未満	90日 (90日)		90日 (90日)	120日 (90日)	180日 (150日)	-
30歳以上45歳未満			90日 (90日)	180日 (150日)	210日 (180日)	240日 (210日)
45歳以上60歳未満			180日 (180日)	240日 (210日)	270日 (240日)	330日 (300日)
60歳以上65歳未満			150日 (150日)	180日 (150日)	210日 (180日)	240日 (210日)

※()は短時間労働被保険者

平成15年改正

①特定受給資格者以外の者

被保険者であった期間		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
年齢						
全年齢共通		90日	90日	90日	120日	150日
障害者等 の就職困 難者	45歳未満	150日	300日			
	45歳以上 65歳未満	150日	360日			

②特定受給資格者

被保険者であった期間		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
年齢						
30歳未満	90日			120日	180日	-
30歳以上35歳未満			90日		210日	240日
35歳以上45歳未満				180日	240日	270日
45歳以上60歳未満			180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満			150日	180日	210日	240日

高年齢求職者給付

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢継続被保険者	30日分	50日分

諸外国の失業保険制度の給付期間等

ドイツ

○給付期間（2006年2月現在）

(単位：月)

		被 保 険 者 期 間					
		12	16	20	24	30	36
年 齢	55歳未満	6	8	10	12	12	12
	55歳以上	6	8	10	12	15	18

※2003年12月に成立した労働市場改革法が2006年2月より全面施行され、給付期間が削減された。

イギリス

○給付額（2003年現在）

年 齢	給付額（週当たり）
18歳未満	32.90ポンド
18歳以上25歳未満	43.25ポンド
25歳以上	54.65ポンド

(1ポンド≒188円
(2003.9.1))

※保険料拠出に基づく給付については、給付期間は最大182日。
※所得に基づく給付については、所得要件（資力調査あり）と求職者要件を満たしていれば給付期間は無制限。

フランス

○給付期間（2003年現在）

労 働 期 間	給 付 期 間
離職前22ヶ月中に6ヶ月（または910時間）	7ヶ月
離職前24ヶ月中に14ヶ月（または2,123時間）	23ヶ月
離職前36ヶ月中に27ヶ月（または4,095時間）	50歳以上：36ヶ月 57歳以上：42ヶ月
かつ老齢年金保険料納付期間が100四半期	

アメリカ

○給付期間

州によって異なる

・全員一律としている州は、いずれも26週

・差異がある州は、おおむね次のいずれかの算定方法

①基準期間（1年間又は52週）における総賃金額の一定割合（1/4～1/2）÷1週間の失業保険給付額

②基準期間における就労週数の一定割合（1/2または3/4）

オランダ

○給付期間（2002年現在）

雇 用 歴	給付期間
5年未満	6ヶ月
5年以上10年未満	9ヶ月
10年以上15年未満	12ヶ月
15年以上20年未満	1.5年
20年以上25年未満	2.0年
25年以上30年未満	2.5年
30年以上35年未満	3.0年
35年以上40年未満	4.0年
40年以上	5.0年

失業者に占める受給者比率の推移

(単位: 万人、%)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
① 完全失業者数	210	225	230	279	317	320	340	359	350	313
うち 65歳以上	6	7	7	10	11	11	12	11	12	10
(受給資格決定件数)	203	208	229	251	250	249	272	263	233	215
(初回受給者数)	172	171	188	218	217	210	238	231	199	179
② 受給者実人員	84	84	90	105	107	103	111	105	84	68
③ 雇用保険受給者の比率 ③=②/①	39.8 (41.0)	37.5 (38.7)	39.1 (40.3)	37.7 (39.1)	33.7 (34.9)	32.2 (33.3)	32.5 (33.7)	29.2 (30.1)	24.0 (24.8)	21.8 (22.5)

(注) ()内は、65歳以上の完全失業者を除いた場合。

(資料出所) 厚生労働省「雇用保険業務統計」、総務省統計局「労働力調査」(平成17年)。

